

第百四十四号議案

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の制定について  
職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例を次のように定める。

平成二十四年十一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項の規定に基づき、大分県立職業能力開発校及び大分県立工科短期大学校（以下「職業能力開発校等」という。）の行う職業訓練の基準等を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法、職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

(職業能力開発校以外の施設で行うことができる職業訓練)

第三条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。
- 三 その教科の全てについて簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

(委託することができる職業訓練)

第四条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第五条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練の対象者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中学校を卒業した者（以下「中学校卒業生」という。）若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中等教育学校前期課程修了生」という。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること又は同法による高等学校を卒業した者（以下「高等学校卒業生」という。）若しくは同法による中等教育学校を卒業した者（以下「中等教育学校卒業生」という。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

二 教科は、その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

四 訓練期間は、中学校卒業若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業等」という。）を対象とする場合にあっては二年、高等学校卒業若しくは中等教育学校卒業若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業等」という。）を対象とする場合にあっては一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業等を対象とするときにあっては一年以上四年以下、高等学校卒業等を対象とするときにあっては一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができるとする。

五 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業等を対象とする場合にあっては二千八百時間以上、高等学校卒業等を対象とする場合にあっては千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができるものとする。

六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

七 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

八 職業訓練指導員の本数は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

九 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、教科の科目ごとに、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、技能照査をもって代えることができるものとする。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

#### （短期課程の普通職業訓練の基準）

第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者は、職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科は、その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合において

は、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四 訓練期間は、六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

五 訓練時間は、総訓練時間が十二時間以上であること。

六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

（専門課程の高度職業訓練の基準）

第七条 専門課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者は、高等学校卒業者等であること。

二 教科は、その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練期間は、二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年を超えない範囲内で当該期間を延長することができるものとする。

四 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。

五 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき四十人以下であること。

七 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とするとともに、次のいずれかに該当する者を一人以上配置すること。

イ 省令第四十八条の二第二項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第三号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ハ 規則で定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、教科の科目ごとに、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

(無料とする職業訓練)

第八条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者その他規則で定める求職者に対して行う普通職業訓練とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第九条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)にあっては、規則で定める講習を修了したものに限る。)とする。

一 法第二十八条第一項に規定する普通職業訓練に係る教科(以下この条において単に「教科」という。)に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

二 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの

三 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの

五 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者(専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第十条 法第三十条の二第一項の条例で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

二 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校(以下この条において「大学等」という。)において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

三 大学等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者

四 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

五 大学等において、三年以上の助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者で

あつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

六 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

七 三年以上の教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八 十年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）等による職業能力開発促進法の一部改正に伴い、職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める必要があるので提出する。